審査基準

年 月 日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第5条の4第3項

処 分 の 概 要:技能検定合格証明書の書換え又は再交付

原権者(委任先):都道府県公安委員会(方面公安委員会)

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会) 同第5条の4第3項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続) 同第22条(講習修了証明書の書換え又は再交付の申請) 同第25条(技能検定合格証明書の書換え又は再交付の申請)

審	查	基	準:			
		/				

標準処理期間:

3日以内(書換えにあっては1日以内)で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

申 請 先:

問 い 合 わ せ 先:

備 考: